



Title	『金玉要集』覚書：その本文を中心に
Author(s)	山崎, 淳
Citation	詞林. 2002, 32, p. 34-46
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67491
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『金玉要集』 覚書

—その本文を中心にして—

山崎 淳

項目の見出しが、「磯馴帖」の「目録」(138~139頁)に従う。また、引用本文の後の(140下4)などという記述は、「磯馴帖」での頁・段・行を示している。

内閣文庫蔵【金玉要集】は、重要な唱導資料として、諸氏

に取り上げられ、その本文も部分的に翻刻されていたものの、全貌は未紹介のままであった。このたび「磯馴帖 村雨

篇(以下、磯馴帖)(伊藤正義氏監修 平成14 和泉書院)の中に全文翻刻が収められたことは、この作品のみならず、説話・唱導研究にとっても意義深いことであるといえよう。そして、本作品を全体的に見渡そうとする試みも、近本謙介氏によつて始められようとしている。⁽²⁾

稿者も翻刻に携わる機会を与えられた者だが、本稿では、その作業において、いくつか気付いたことを報告していくたい。いと思う。知識不足や誤読なども多々あらうかと恐れるが、今後の研究に多少なりとも寄与できれば幸いである。

なお、本稿に引用する【金玉要集】本文は、基本的に【磯馴帖】のものを用いるが、一部私に補訂したところがある。

【金玉要集】の書誌情報や書写状況については、「磯馴帖」の解題に記されているが、ここで少し補足をしておきたい。本書は四冊からなり、十の目録を備えている。「磯馴帖」での分類【第二】~【第十】は、これらの目録に基づいており、【第一】~【第四】が一冊目、【第五】~【第六】が二冊目、【第七】~【第八】が三冊目、【第九】~【第十】が四冊目に相当する。そして、一面の行数は、【第一】~【第二】【第四】【第五】【第七】【第九】~【第十】が八行、【第三】【第六】が十行、【第八】が九行と、各ブロックで一定である。

書写者は数人いるようであるが(【磯馴帖】解題参照)、【第一】~【第四】【第七】が同筆と推定される。また、【第三】【第六】が

同筆と推定される。残りのブロックのうち、「第八」は、他とは別筆と思われる。「第二」「第五」「第九」「第十」は、互いに同筆か別筆か、現在の所、判断しかねる。今後の課題したい。

底本とした内閣文庫蔵本以外の伝本として確認されるのが、参考館蔵の「第八」抄出本のみであることは、「磯馴帖」解題に記される通りである。底本には異本注記もあるが、「第七」に三箇所（191上11、192上14、196上13）認められるだけである。この注記に用いられた本がどのようなものであつたかは知るべくもない。この他に、傍注や付訓も散見する。

本文中には、しばしば「〇」で翻刻した記号が見られる（157下7、158上17、167下3、169上1、179上18、179下5～8、180下16、181上9、15、184上7、189上17）。例えば、「第六」「為弟子施主段」の末尾には、

化功帰已^ノ故、松門風靜^{ニシテ}〇如上、凡盡皆離苦域。

（189上17～18）

とある。「静ニシテ」以降に何か文言が省略されていることは明らかであり、これは他の唱導資料にも共通するものである。加えて、右の例の傍線は、前の部分を見る必要のあることを示唆している。実際、これより前に位置する「第六」「為師範施主段」の末尾には、

化功帰已^ノ故、松門風靜^{ニシテ}、四曼陀之尊久匂、竹窓霧
清、五相論之月鎮^ニ明^{ナラニ}。殊ニハ、院内繁昌、寺中快樂、

興隆仏法、衆僧和合、乃至、七世恩所、俗骨仙骨、併免
輪廻、三界苦職、聖靈凡靈、皆離苦域、仰承云々。
(187下5～9)

とある。従つて、ここには一つの編集意識を認めることもできるのではないだろうか。

また、行末に「、」という記号らしきものが記されていることもある（171上15「國」、192上5「リ」、194上3「ヨ」、196上18「筑」のそれぞれ下）。翻刻では全て省略しているが、それは「第七」「北野天神御事」に、

漸歩^{ミヨリ}、／堂^ノ前^ノ案^ノ上^ニ打置テ

（192上5～6）句読点は省略。改行箇所に「、」とある如くである。あるいは句読点を意味しているようでもあるが、

肥壯多力ナル筑、／紫牛^ヲ引ケレトモ

（196上18～19）前の引用に同じ

を見ると、必ずしもそうとは言い切れない。ただし、例が少ないので、これ以上は踏み込まないことにする。

三

【金玉要集】の扱いにくさの大きな要因は、その本文にあるといつても過言ではない。前節でも触れたように、底本の行数は「第一」～「第十」各ブロックで一定しているし、字

も、それほど読むのに困難な印象を与えるものではない。ところが、誤写・当て字・衍字・衍文・脱字・脱文、あるいは意味を理解しないままの書写と推測される箇所が極めて多く、そのため本書は非常に読みにくいものとなつていている。

「磯馴帖」所収の本文は、「翻刻凡例」において、「本書の翻刻は校訂に近い本文を提示することになつたが、なお解説でさぬ箇所が多く、中途半端な結果にならざるを得なかつた。とりあえず参考本文を示して、今後の研究に期待したい」と記されているように、原文にかなりの手を加えた結果のものである。本文については、今後ともさらに検討していく必要がある。本節では、誤写や脱字などと推測される箇所をいくつか取り上げ、試案を提示することにしたい。

まず、以下に挙げるのは、「第九」「泰澄大師御事」の最後の部分である。

(泰澄、疫病を「十一面」法によつて追い払う) 其時、授大和尚位^ヲ、号泰澄大師^ト。神護景雲元年、御歳八十六、三月十八日、結跏趺坐、大日定印、遷化^{モフ}。頭^リ放神光^ニ、山谷金地^{ナル}也。穴留蓮花^{ムカシ}。神融行頭白山権現事、両説アリ。一日記^{ニハ}、元正天皇御時、靈龜二年丙辰歳、始顕給^ト云々。四十四代帝、諸国々分寺立、此時也。一日記^ハ、光仁天皇御時、宝亀一年辛亥、大朝大師顯之^ト。白山御前^ハ十一面、小男地^{ヲハ}阿弥陀、因曼陀羅図也。別山^ハ行事清觀音、五人王子^ハ、大郎^ハ不動、次郎^ハ虚空藏、三

郎^ハ弥勒、信州^ノ浅間^ノ権現、同神也。

(215下 6~15)

ここで注目されるのは、泰澄が遷化した後に、補足的に述べられている一つ目の傍線部以下の記述である(なお、「泰澄大師御事」の大部分は、「泰澄和尚伝記」に近い本文を持つ)。まず氣付くのは、泰澄の名前が七行目のよう^{213上5}に「大朝」という表記に変わつてゐることである。音が通じていることからの当て字と考えられるが、「第九」の目録にも、「大朝」という表記^{213上5}が見られることはいささか気になる。また、九行目で「五人王子^ハ」としているのにもかかわらず、以下には「三郎^ハ」までしか記していないのも不審である。

これらの点から見ていくと、実は、「神道集」という作品の存在がクローズアップされてくる。「神道集」(赤木文庫本)には次のようにある。

抑白山権現者、北陰加賀國白山^ノ雪山^ニ跡垂^{ヘリ}。彼御山^{申ハ}、千歳^ノ寒冰永結^テ解^{ケス}、四節^ノ名花^ハ一時競^ト開^クト云々。胡紫^ノ白根^ハ、白雪積^テ潔^シ、婆梨^ヲ申^{ヘテ}山^{セリ}。此ノ如^ク清淨^ノ靈地^ニ、應跡和光^ノ事^{ヲハ}代何レノタノ時^{トカ云ハシ}ン、此山^ハ高聳^{ケテ}、白雪初^テ雨^リ下^{タリケル昔^{ヲソ}、権現應跡^ノ示現^ノ初^{トハ}申^{ヘキ}。仏眼神^ノ眼^ノ吉^ク此^ノ知食^ス。今^テ顯^シ始^{ヒシ}事付^テ両説アリ。一日記^{ニハ}、元正天王^ノ御時、靈龜二年丙辰^ノ年、白山権現^{ニハ}顯^レ始^レ下^{ヘリ}。此帝トハ日本ノ四十四代マテ女体也。諸国々分寺ハ、此時ヨリ始マレリト云々。一日記^{ニハ}、光仁天王^ノ御宇、宝亀二年辛亥ノ年、大朝大師、此^ヲ顯^ヒ上リ}

下り。凡白山權現者、大御前^ハ十一面觀音也。小男地^ハ本地アミタ也。因万タラノ面也。別山大行事^ハ本地請觀音也。五人^ノ王子御在^ス。太郎^ハ剣^ノ御前^ハ御本地^ハ不動明王也。〔不動の説明〕：次郎^ノ王子^ハ本地虛空藏菩薩也。〔虛空藏の説明〕：三郎^ノ王子^ハ本地々藏菩薩也。〔地藏の説明〕：四郎^ノ王子^ハ毘沙門天王也。毘沙門^ノ本地^ハ文殊ナリ。〔文殊の説明〕：五郎^ノ王子^ハ本地^{〔諸〕}三六菩薩是也。

〔弥勒の説明〕：当社權現^ハ惣^{シテ}五万八千采女皆鷦鳥也。信濃^ノ浅間^モ同^ク此御神ナリト云々。

（貴重古典籍叢刊1・292・297）

省略を交えながら引用したが、以上は、卷第六・卅五「白山權現事」の全部であり、六行目の傍線部から最後の傍線部までが「金玉要集」に対応している。多少の違いはあるものの、「日記」を二つ挙げること、「大朝」の表記など、二書の重なりは大きい。「金玉要集」の本文が、「神道集」における「五人^ノ王子」の本地の説明を省略した形になつていても看取できるであろう。また、「神道集」では「五人^ノ王子」が全て記されており、二郎の本地が地蔵であり、弥勒は五郎の本地といふことになつている。⁽³⁾

もちろん、「神道集」が直接の典拠であると、この例だけで判断するのは短絡的ではあるが、「金玉要集」の如き本文が出来るためには、少なくとも「神道集」のような本文が前段階にあつたと考えるのが自然であろう。⁽⁴⁾【金玉要集】では、脱

落があつたか、もしくは、はなはだ拙劣な省略が行われたと見なすべきではないだろうか（翻刻で「脱アリ」の注記をつけたのはこのため）。【磯馴帖】解題でも触れているように、「金玉要集」と安居院唱導との関係は看過できぬものである。その点からも「神道集」の存在は視野に入れておくべきである。⁽⁵⁾次に挙げる、〔第三〕「同悲母事（二）」にも脱字が想定できる。

就中、拂世務^ハ習^ニ、常^ニ無対面^ハ、住遠國^ハ不尽礼儀^ハ、遼遠^一間^ハ、日夜無向顔^ハ、朝暮之言詞^モ希也。如此人、不訪病惱^ハ、永別^テ悲深^ク、不聞^テ御音^ハ、終^ニ隔歎切也。母^ハ是恩之源^ハ、死^ハ是別之終也。久不離始離、常^ニ会^テ暫隔之人、尚痛之^ハ、又人惜^ハ。何況、於永別離^乎。

（159上17～下2）

最終行の「又人惜^ハ」は、これではおよそ意味を成さない。この部分にとつて参考になるのが、〔第三〕「同悲母事（四）」の一節である。

就中、隨世務^ハ習^ニ、或ト居於遠國^ハ、隔境界遼遠^ニ御子息等^ハ、日夜向顔^ハ不常^{ナフ}、朝暮之拌見^モ又希也。母是生始^ハ死^ハ是分^ニ終也。久不離^ハ始別^ト常^ニ值^テ暫隔^{ツル}人、尚痛之^ハ、又惜之^ハ。況不遇^{終焉之}剣^{ニモ}御^ス人、哀傷越旁人^ハ、恋涙今^ハ染可深^{御事也。}

二例とも、「就中」以下、類似する文辭が綴られ、「況」で

（162上4～9）

永遠の別れの悲しさを強調している。おそらく、久しく顔を合わせていなかつた親の死に対した子の悲しみを表現する定型なのである。そして、この後掲の例によつて、「又人惜」のものとの形が、どうやら「又惜之習也」であつたと推測できるのである。⁽⁶⁾

【磯馴帖】翻刻では指摘をしていないが、「第八」「春日大明神御事」の次の箇所にも脱文の可能性がある。

此淡海公御子一人、御弟二人御座。此ヲ式家申ス。同御弟鎌足四男麻呂ト申、是京家也。淡海公御子、太郎武智麻呂ヲハ南家ト申。一男房前參儀ヲハ号北家ト。是即、藤氏四家也。

(208 上 18 下 2)

このまま読めば、傍線部の「此ヲ」は、淡海公不比等の二人の弟（実際は息子）と二人の息子とを指すことになる。しかし、以下、第一人に京家、息子一人にそれぞれ南家・北家が当たられる形で文章が綴られている以上、式家に對しても「弟の一人は宇合である」などという文言が必要であろう。

右の引用を含む「春日大明神御事」と酷似するのが、先ほども触れた「神道集」の卷第三・九「鹿島大明神御事」である。そこでの対応箇所には、果たして、

此淡海公御子一人御在。又御弟二人御在。一人宇合式部卿是也。鎌足三男也。此武家号。：

と記されており、この後に続く文章ともバランスが取れてい

る。やはり【金玉要集】には脱文があると見るべきではないだろうか。

この他にも、【金玉要集】には、ただちにそれと判別できるあからさまな脱字・脱文が目立つ（151上8、164上2、194下14、220上6など）。ただし、次の例は、どのような脱字を想定するかという点に関して、やや問題あるケースといえよう。

【金玉要集】「第一」「慈父孝養之事」において、「別離」を説く部分の最後は、以下の如くである。

旦那追善^ノ袖^ノ色^ハ、申^{セハ}末葉^ノ露[、]聖靈恋慕^ノ袂玉^ハ、思^ハ本^ノ滴^リ也。依^之、莊嚴論^云、子^ハ父母^ヲ、々々^ハ常^ニ見^子、諸仏^ハ視衆生[、]尚如羅喉羅^{云々}。（150下14下17）

傍線部は動詞に当たる字がなく、下の句を参考にすれば、すぐさま「見」などが抜けていると予想することができる。ここで「莊嚴論」という出典名に着目すると、件の文言は、【大乘莊嚴經論】にはないものの、以下に挙げるよう、「往生要集」卷中・大文五の中に見出すことができる。

莊嚴論偈^云、菩薩念^{衆生}、愛^レ之徹^{骨髓}。恒時欲^{利益}、猶^如一子。故由^{此等義}、有懺悔偈^云、如^下父母有^レ子、始生便盲聾、慈悲心慤重、不^レ捨而養活、子不^レ見^{父母}、父母常見^子、諸仏視^{衆生}、猶^如羅喉羅[。]衆生雖^レ不^レ見、實在^{諸仏前}已上。

これは、衆生に対する仏の大いなる慈悲を説く部分である。

（貴重古典籍叢刊1・105）

る。傍線部が「金玉要集」の文言と一致していることは明らかであろう。しかも「往生要集」には、その少し前に、「莊嚴論」という書名も見える。(ただし、「往生要集」では、傍線部の文言は「有懺悔偈」からのものであり、「莊嚴論」からの引用ではない)。従つて、「金玉要集」の「子・父母」は、「不見」が落ちていける可能性が出てくるのである。

類似する文言を有する文献を今一つ挙げてみる。幸若舞の「八島」である。

これが譬へかや、諸仏念衆生、衆生不念仏、父母常子、子不念父母、と説かれたり。諸々の仏は衆生を思ひ給へども、衆生、仏を思ひ申さず。高きも卑しきも、親は子を思へど、子は親を更に思はず。(岩波新大系「舞の本」410)

二つ目の傍線部からもわかるように、子は親のことを考えない、ということを示すために、「ここでは件の文言が記されている」。このように、他の文献と比較した場合、「金玉要集」の当該部分は、「不見」を落としているところが、穏当なようである。ただし、「金玉要集」では、ことさらに「子は親のことを考へていない」という点を押し出している内容とは必ずしも言えず、果たして翻刻での「不見脱力」の注記は妥当だったかどうか、なお検討の余地があると思われる。

以上、脱字・脱文について触れてきたが、衍字・衍文も確認をおきたい。次の例は、「第三」「同悲母事(三)」の中を見える。

伏惟、禪定尼聖靈者、慈悲薰内⁽¹⁾、柔和稟性、哀憐備⁽²⁾親疎⁽³⁾、札儀不簡人⁽⁴⁾。栄花隱⁽⁵⁾形羅帳之深⁽⁶⁾、長為⁽⁷⁾東夷⁽⁸⁾、⁽⁹⁾生福貴之家⁽¹⁰⁾、⁽¹¹⁾隱⁽¹²⁾形羅帳之深⁽¹³⁾、長⁽¹⁴⁾為東夷⁽¹⁵⁾母⁽¹⁶⁾、⁽¹⁷⁾面白抽⁽¹⁸⁾郡⁽¹⁹⁾、⁽²⁰⁾栄花勝人⁽²¹⁾。於天下⁽²²⁾、非聊尔⁽²³⁾人⁽²⁴⁾、又不可輕人⁽²⁵⁾。

(16上17下2)

傍線部は四角囲みの部分を繰り返してしまっている。しかも、四角囲みにしても最後に「母」の落ちていることが、傍線部から逆に判明する(翻刻では、傍線部を略し、四角囲みの「東夷」を「東夷・母」に改めた)。また、即断はしがたいが、一行目の「栄花」も不自然な印象を与えるものである。

次の例は、「第八」「八幡大菩薩事」の冒頭近くにある。

一説云、筑紫箱崎者、八幡大菩薩御託生所也。故云產宮。

箱崎者、箱中八流、幡入、自然此浜流寄。故、八幡申也。

(19上5~7)

底本では、傍線部の「者箱」の二字が、行頭に来ており、その行は以下空白となつていて。そのため、あたかも書かれてざる説・物語が存在したかのように捉えられかねない。しかし、実のところは、四角囲みの部分を誤つて再び記してしまったことに途中で気付き、筆を止めたのではないだろうか(翻刻では、傍線部を衍字として省略している)。

この他、翻刻で注記した箇所(16下18)もある。また、指摘はしていないのだが、「第三」「同悲母事(四)」に記された、孝子として有名な張敷の説話における、

漢土_二長敷_一云者、一才_二シテ別母_一、不ル_二覺_一置母_一形見_二悲母_一形見_二。
悲母_一形見_二置_一古キ扇_二見_一泣悲シミ侍云。 (162下 15~16)

という部分も衍字・衍文の可能性がある。このような混乱を来たした本文が、いかにわかりにくいものであるかは、言うまでもないことであろう。

さらに、「金玉要集」における当て字や誤写は、例えば、「孝
嫗天皇」(173下 5)、「神后皇功」(169下 15~16)、「禽戰」(209上 18)
など、枚挙に暇がない。「慕」に「暮」(150下 13 15 163下 14, 168
上 14, 184下 3, 189上 5, 203上 5)、「井」に「ヰ」(173下 13, 176上 9,
177下 17, 211下 19, 212上 6 14 16, 212下 1)、「歎」に「難」(184下 6,
186下 8, 189上 12)、「座」に「床」(186上 2, 186上 16)、「努々」に
「奴々」(222下 6) を当てている例などもある。あるいは、「如」
と書くべきところを「事過ヌレハ夢ノ始_一」_二夢ノ事モ、時ニ當_一覚
似_二タリ_一(229下 3~4)としてしまっている一方で、「始」と書
くべきところを「如_二ハ_一祝迦_二像_一涌現_二ケルヲ、…次_二ハ_一弥
勒之像ニテ顯レ玉ヘリ」(233下 6~8)としてしまったケース
もある。このような例は、以上に挙げたもの以外にも、全体
を通して現れるのである(翻刻に際しては、おおむね正字に訂す
るが、もしくは傍注を付している)。

これらの原因が、書写者側にあるのか、親本の状態にある
のかは俄に決しがたい。もちろん、こういった事象は、「金玉
要集」一人に限つたことではないであろうし、単純に当て字
や誤写と断定することに問題のあるケースもあるだろう。取

り立てて触れるべきことではないのかもしれない。しかし、
その数の多さをやはり見過ごすことはできないのである。
そうした中で、四つの例を取り上げてみることにしたい。
雜趣經云、右肩持母經歷千歲、不能_一悲母養育_一恩_一。 (158上 7)
これは「第三」「悲母之事(一)」にある、経文の引用であ
る。ここで出典として挙がっている「雜趣經」なる經典は、
管見の限りではその名を確認できない。あるいは散佚したも
のかとも考えられるが、実は、右の部分に類似する文言は、
「仏說父母恩難報經」に見出せるのである。以下に挙げてみ
る。

右肩負父。左肩負母。經歷千年。正使便利背上。然無有
怨心於父母。此子猶不足報父母恩。

(大正藏一六·778下~779上)

あるいは、「法苑珠林」卷第五十·報恩篇第五十一·引証部
第二には、

又_一難報經_二云。左肩持父右肩持母。經歷千年便利背上。猶
不能報父母之恩。

とおり、より「金玉要集」に近い形になつてゐる。「諸經要
集」卷第八·報恩部第十三·報恩緣第一(大正藏五四·68上)に
も、「又難報經云」として同一部分の引用を確認することができる。どうも「金玉要集」の「雜趣經」は、もとは「難報
經」だった可能性が高い。

この推測を補強するのが、「金玉要集」〔第八〕「泉式部祈往生正業事」における、

残命思ニモ、水魚^{ミズアラ}屠所報羊歩、ツ、マル命、悲、又思知レタリ。
〔202上15～16〕

である。「屠所の羊」はポピュラーな喻えだが、「義経記」卷第五の「屠所に赴く羊ふうぶの思ひ」(岩波大系205)などは、この場合の参考になる。「屠所趣羊」の方が「報」よりも、意味的には適切であろう。「報」と「趣」とは、その草体に似たものがある。おそらく、「雜趣」も、「難報」の誤写に起因するものではないだろうか。

次の例は、「第二」「六度集經事」の中に見えるものである。

抑、父恩、不限「淨飯王經」、諸經^ニ散在^{セテ}。〔淨業障經云、

左肩荷父、遼須弥^ニ山、一百千迺^スト云トモ、不能報謝^一。〔152上9～11〕

奇妙な印象を与えるのが、最後の「云日」である。「云日」では、何を意味しているのか不明である。原拠を確認してみると、「最勝仏頂陀羅尼淨除業障呪經」に、

左肩担父右肩担母。遼須弥山百千万匝。血流没踝尚不能報^一。〔大正藏一九・359上〕

という文言を見出すことができるが、これで問題が解決したわけではない。ところが、引用される經文が、前掲〔第三〕「悲母之事(一)」でのものにもよく似ていてことによると、どうやら「云日」は「育」が分解されてしまった結果と

見なすことができる⁽¹⁾。親本の段階でなか、底本の書写段階でなか、これも定かではないものの、意味をよく理解せずには書写していることが窺える例である(なお、「須弥^ニ山」の返り点も誤写といえる)。しかも、底本では「云」が行末、「日」が行頭に記されており、「見しただけでは、「育」と予想するのが困難な状態となっているのである。

次の例は、「第二」「同悲母事(二)」の冒頭である。

花ト半日^ニ之客、速悲散^{コトヲ}春風^ニ、月前一夜之友、又惜^キ死^ニ永御別^ニ乎。〔昌子^ニ其數留此、近従^ニ之眷属又多殘此〕。〔159上12～15〕

ここで取り上げたいのは、「磯馴帖」では存疑としてこのまま翻刻せざるを得なかつた「昌子」である。一見個人名のようだが、「金玉要集」においては、故事・説話を除いて個人名が具体的に記されることは皆無である。続く「近従」と対になつていることからも明らかのように、これは誰かの死去によつて後に残された者のことであり、かつ一般名詞でなければならない。ここでヒントとなるのが、「第七」「北野天神御事」の、

菅承相^ハ重代^ニ非^ストモ、^ニ涙^ム水^ニ流^ラ汲^チ商^ニ山^ニ風^ヲ仰^キ玉^ヘリ。〔193上2〕

である。字は四角囲みのようになつてゐるが、「商^ニ」に対応するものとしては、「渭水」が本來的であると推測できる。「北

野天神縁起」（承久本等）や、「北野天神御事」に極めて本文が近いとされる「荏柄天神縁起」などでも当該箇所は「渭水」である。ここに「金玉要集」の中において、「胃」を「昌」に近い字体で書く例を確認できるのである。すると、件の「昌」も、もとは「胃」の形に近い字であったと考えることができるのである。そのようなものとして挙げることができるのが、「胃」である。もし、「昌子」が「胃子」であつたならば、「跡継ぎ」の意味であり、内容的にも問題はないといえよう。

最後に、「第一」「甥之事」における例を見ることにする。

古人筆云、佐々者後舅之人、等ナシ等者別、娘之嫁云。

(147下1~2)

傍線部のように「等」を「あぢきなし」と訓ずる例は、今の所、未見である。また、「ナシ」の下の「等」も、このままでは未詳と言わざるを得ない。しかし、「温故知新書」複用門に見える、「等将」に対する訓、「アチキナシ」を踏まえるならば、「ナシ」はもと付訓であつたものの一部が本文化したもの、「一つ目の「等」は「将」の草体を見誤つたものと解すこと也可能である。

四

ここまで、「金玉要集」のいわば「負」の面を取り上げてきた。しかし、逆に「正」の面にも触れなければならないだけ

ろう。そういうものの一つが、他の文献との重なりの多さである。前節でも、「神道集」などに言及したが、本節では、引用された形になつてゐる經典に関して、いくつか指摘をしてみたいと思う。

「金玉要集」に限らず、「～經云」と書いて經文が引用される場合、現存する「～經」の中に經文が見出せる」ともあるが、見出せないこともある。例えば、

[第三]「悲母之事(一)」には、

報恩經云、若有男女、依母教順、顏色不相違、一切災難尽、消除、諸擁護常安穩。

(159上7~8)

とあるのだが、その文言は、「報恩經」ではなく、「心地觀經」卷第三・報恩品第二之下（大正藏三・30下）に見えるものである（若干の異同あり）。直接經典に拠つたのではないことが窺えるが、「金玉要集」の「～經云」に注目すると、他の文献との関連など、興味深い事象がしばしば見出せるのである。

例え、「第五」「率都婆事」には、

淨光陀羅尼經云、率都婆光、初徒辰時、照三途八難、從

未時下、六欲四禪、四無色天。

(176下8~9)

という經文の引用がある。現行の「無垢淨光大陀羅尼經」（大正藏一九所収）には、このような文言は見当たらない。ところが、文言が一致するわけではないものの、同じく「淨光陀羅尼經」を引用し、かつ安居院唱導との関係が深い資料が存在する。真福寺藏「因縁処」である。⁽¹⁵⁾ その「率都婆事」には、

無垢淨光陀羅尼經云、率都婆影、自辰時至未日中、沒无間八難底。一、自日中至日没、至悲想々想天故、無間八難底。二、沈衆生皆離苦得樂スル文。

（真福寺善本叢刊3「説経才学抄」46上）

と記されているのである。

引用される經典名が「因縁処」と共通する例は、さらに見出せる。すなわち、〔第五〕「塔之事」での、

譬喻經云、若起塔人、七種功德成就。一得國王位、二得那羅延力、三得壽命長遠、四得大福貴身、五得佛菩薩慈悲、六得三明六通、七、得仏果。〔17下5～7〕である。「因縁処」では、

譬喻經云、造塔人得十種勝利。一者不生邊地國民中、二者不受貧窮、三者不得愚癡邪見之身、四者得十六大國王位、五者得壽命長遠、六者得金剛那羅延身、七者得無此廣大福德、八者蒙諸仏菩薩慈、九者得三明六通八解脫具足、十者生十方淨土無疑文。

（真福寺善本叢刊3「説経才学抄」45上）

と記されている。これも文言が一致するわけではないものの、塔を造ると得ることのできる徳の列挙において、とともに出典を「譬喻經」としているのは興味深いことである。⁽¹⁸⁾もちろん、「因縁処」以外にも、このような重なりを見せる資料の存在する可能性は充分であろう。そのような資料の博搜は、今後とも続けていくべきである。

最後に、〔第五〕「率都婆事」における、卒塔婆について祝していく部分に触ることにする。

次、奉釈名字功德者、經論異義、万多也。玄奘已去⁽¹⁹⁾ハ講塔。新訳云、後率都婆者、云有舍利者云々。十一面

率都婆、皆是梵語者切耳。俗呼云塔。亦語略、一舍利、二不安骨云。葉王品甫正記云、僧祇律、有舍利名塔婆。言

舍利者、說為支提。瑜伽等中、若有舍利名率都婆、若有舍利但名制多文。率都婆名仏母、如來坐、不即實相般若三摩耶形⁽²⁰⁾ニ爾義也。又、最勝王經云、治衣率都婆、此

云高顯。是所化機根、上昇善提義也。付能化者、可云下顯也。法花珠林云、支提翻為滅惡生善⁽²¹⁾文。發心行菩薩、涅槃、四點、同滅惡生善云々。〔17下14～17上5〕

この部分との重なりが見出せるのが、以下に挙げる「法華經鷲林拾葉鈔」卷第十四・見宝塔品第十一である。

道運釈云、玄奘已前称「塔」。新訳已後共伝「卒都婆」矣。輔正記云、僧祇律云、有「舍利」名「塔婆」。無「舍利」說為「支提」。瑜伽論中、若有「舍利」者名「塔婆」、無「舍利」但名「制多」矣。

（日本大藏經・447上～下）

玄奘三藏以前と以後の卒塔婆の呼称を記すことや、四角印みにした書名の順序から見て、「金玉要集」と「法華經鷲林拾葉鈔」は、同根のものを使っていると考えられる。また、落合博志氏によつて紹介された普通寺藏「一切設利羅集」にも、

〔藥王品輔正義〕云、順僧祇律、有舍利者名為塔婆、無舍利者名四支提。頤瑜伽等、有舍利名率觀婆、無舍利但名制多。

(3ウ)

とある。⁽¹⁹⁾ 卒塔婆について説く場合、右の三書に共通する文言は常套的に使われていたとおぼしい。なお、「金玉要集」の

「藥王品輔正記」は未詳である。仮にそれが「法華文句輔正記」の薬王品の部分を意味するとしても、「一切設利羅集」の「藥王品輔正義」について落合氏論文が指摘するように、右に挙げた文言はそこには見られないものである。⁽²⁰⁾

このように「金玉要集」には、様々な資料との関連を見出すことができる。他にも「澄憲作文集」、「転法輪抄」、「言泉集」、「拾珠鈔」などと重なる文言がしばしば認められるし、「沙石集」との関係も看過できない。⁽²¹⁾ また、芸能との関係からいえば、幸若舞などとも通底する説話や表現もいくつかある。それらについては、稿を改めて論じたいが、各方面からの発言も待たれる所である。

五

以上、「金玉要集」の本文について、気付いた点をいくつか指摘してみた。特に前半は、些細な問題の列挙に終始してしまった感もあるが、これは、本文自体の基礎的な検討がまず必要と考えた結果である。第一節で触れた近本氏の壮大な試

みに比べれば、本稿で提示し得た結果は微々たるものに過ぎないが、なにとぞ大方の御教示を仰ぎたく思う。

注

(1) 先行研究は、「磯馴帖」解題を参照のこと。

(2) 近本謙介氏「唱導の文の集成—内閣文庫蔵『金玉要集』をめぐつて」(伝承文学研究会平成十四年度大会資料 平成14・8)。

(3) なお、長寛元年(一六六三)成立とされる「白山之記」にも「王子五所」と記されている。ただし、本地仏の記載はない。
(4) 「神道集」の「五人」王子のうち、「太郎」の本地が「請觀音」となっていることと、「金玉要集」の「清觀音」という表記のもの形がどんなものだったのかを推測させる。あるいは「金玉要集」でも「請」と翻刻すべきかもしない。

(5) 注2近本氏發表資料でも、「第八」「春日大明神御事」と「神道集」との重なりに言及している。

(6) 「磯馴帖」の翻刻では、「情之習也」と注記したが、「情」は「惜」とあるべきである。なお、「中一劫」(223下16)も「一中劫」が正しい。ともに校正ミスであり、この場を借りて訂正し、お詫び申し上げる。

(7) 注5。

(8) 「往生要集」との関わりにおいては、「第一」「祖父母事」の、

魚子、其數多。藻塩草、生付タリ。乳水、生育モ雖無レ之、依カ
彼ノ親ノ念子念力ノ深ニ故ニ、安穩ニ生長スト云ヘリ。何況於人
倫ニ乎。祖父祖母之念力、微骨髓ニ、愛子思深カ故ニ、奉祈仏

天^ト、子孫繁昌ス。

(14下8~11) も注意される。実は、本文に挙げた「往生要集」引用文の直前では、有論（大智度論）云、譬如魚子。母若不^レ念、子則爛壞。衆生亦爾。仏若不^レ念、善根即壞。

(大正藏八四・61下) と、衆生に対する仏の慈しみを、魚の母子を喻えにして述べているのである。【金玉要集】では「藻塩草」などという語も入っているなど、「往生要集」からやや遠ざかった形にはなっているのだが、本文で挙げた例と併せ見た時、たとえ直接の典拠でないにしても、「往生要集」の存在は無視できない。なお、魚を用いた喻えで、【金玉要集】に類似するものとして、【八幡宮寺巡拝記】（鎌倉期成立）下に、

覆護衆生ト云ハ、…則、龍樹ノ論ヲ引テ、タトヘハ魚ノ母ノ如シ。子ヲマモラサレハ子則壞爛スト云、心ハ魚ノ母、或ハ石ノソハ、或草ノ上子ヲウミツケテ後、チフサヲ含ル事ナシ、アタ、ムル事ナケレトモ、母常ニ子ヲ守カ故^ニ、子則魚トナル。若母死レハ、守ル物ナキカ故^ニ此子則壞爛スル也。

(古典文庫「中世神仏説話」66~67)

とあることを付け加えておく。

(9) 新大系脚注は、「一つ目の傍線部について、「出典未詳。洛陽誓願寺縁起」と関係あるか」とする。確かに「洛陽誓願寺縁起」（続群書類從27下・260下）にも、同一文言が見出せるが、それでも表現の淵源としての「往生要集」の存在は認識しておくべきであろう。ただし、幸若舞に関しては全くの不案内であるので、幸若研究の側から御教示をいただければ幸いである。

(10) 「暴」に「暑」などという字を当てた例（21上17）もある。

(11) 「歎」に「難」の字を当てる例は、「今昔物語集」卷第九・九話などにも見える。

(12) 近本謙介氏の御指摘による。

(13) このことについては、黒田彰氏「唱導における天神—金玉要集の場合」（中世説話の文学史的環境 続）所収 平成7 和泉書院）に指摘がある。

(14) ただし、「尚子（長子の意）」などの可能性も考えられる。なお、以上に挙げた例の他にも、「第九」「泰澄大師御事」の、白山に登つた泰澄が、白山権現達から名乗りを受ける場面における、「我是、妙理大菩薩神務清猛沃輔弼^{ヨリ}名曰大己貴益^{トガ}、失^ト」（21上14）

(15) は、その前の「吾、妙理大菩薩神務輔佐、行事貴首^{ナリ}。名曰小白山ト。…隱給^ヌ」（21上12~14）と対であることから見て、「ヨリ」を「ナリ」の誤写と考えるべきであろう。同話を記す「泰澄和尚伝」（金沢文庫本）でも当該部分は「輔弼^{ナリ}」、「元亨秘書 卷第十八」でも「弼也」である。従って、傍線部は、「清謹^{ヨリ}」^{〔清謹 譲法〕}。

名曰大己貴益」と訂正すべきであろう。

(16) この訓については、島鳥修一氏「温故知新書」引書放一「仲文章」の場合」（「文学史研究」34 平成5・12）、及び「諸本集成仲文章注解」（平成5 勉誠社）166頁を参照のこと。

(16) なお、「古人筆」が具体的に何を指すのか、今の所、不明である。【金玉要集】には、これ以外にも、「俗書^云」（146下18）、「古人云ル事アリ」（155上8）、「世俗^ノ文書^云」（156下2）、「世俗文書^中云」（169下4）、「世俗^ノ家^云」（174下4~5）、「古人筆^云」（188上16）な

どという引用があるが、典拠は特定できていない。

(17) 真福寺善本叢刊3「説経才学抄」(平成12・臨川書店)の山崎誠氏解説によれば、「因縁處」は、現在はそれぞれ別々に挿架されている三帖(他は「諸聖教説釈」と「説経才学抄」)のうちの一つであり、これらもとは一具のものであつたとのことである。また、同解説では、これらが安居院などの天台系唱導書に依存しつつ、真言僧用に改訂されたテキストであるといふことも指摘し、その成立を正和四年(一一三一五)頃と推定している。なお、同解説では、「因縁處」という形で同書名を挙げるが、本稿では混乱を避けるため、「」を用いた。

(18) 「金玉要集」には、「奇法經(未詳)云」として「造立精舍」の十徳(17上10~13)、「十輪王經(未詳)云」として「造立率都婆」の八種功德(17上5~8)、「花嚴經云」として「建石塔」の七種功德(17下18~18上2、ただし「華嚴經」にこのような文言はない)が列挙されている。唱導において、このようないいがいに多く用いられていたかが窺えよう。なお、最後の「花嚴經云」以下の功德は、「言泉集」で「教養得度經(未詳)云」として引用される文言に酷似している(注2近本氏発表資料でも触れられている)。また、「三国伝記」卷第三・第十一話「灌頂率都婆功德事」でも、經典名は記さないながら、ほぼ同じ七種功德が「行脚ノ僧(石山寺の如意輪觀音の化身)」の「から語られている」。

(19) 落合博志氏「善通寺藏一切設利羅集」—影印並びに引書考証(国文学研究資料館「調査研究報告」18平成9・6)によれば、同書の伝来などは不明であり、その内容は、主に經典や中国撰述の注疏、中國の仏教関係史伝や靈験記類に見える舍利・塔・率塔婆の功德・靈瑞・由緒などを説いた要文を蒐集・編纂したも

のということである。

(20) 注19落合氏論文の「引書の考証」では、「輔正義」は、或いは道述述「法華文句輔正記」か。ただし同書の薬王品の項には、該当する文は見出せない」とする。もつとも「法華文句輔正記」卷第八・御見宝塔品には、「僧祇律云、無舍利名支提、有舍利名塔」(正統藏經・一・四五・一-13ウ)と類似の文言が見える。

(21) 「澄憲作文集」「転法輪抄」「言泉集」との関係は、注2近本氏発表資料にも指摘がある。「沙石集」と「金玉要集」との間に重なりが見出せることは、阿部泰朗氏「唱導における説話私案抄」(『説話と儀礼』説話・伝承学、85所収、昭和61・桜楓社)に指摘されている。

(やまとさき・じゅん 大阪工業大学非常勤講師)